

◆◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第 791 号（R6. 12. 20）◆◆◆

＝はじめに＝

このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

また、自動車運送事業等における安全・安心確保に関する最近の情報等についてもトピックとして提供していますので、ご活用ください。

＝目 次＝

1. 重大事故等情報＝ 6 件（12月13日～12月19日分）

- (1) 乗合バスの車内事故
- (2) 法人タクシーの死傷事故
- (3) 法人タクシーの死傷事故
- (4) 法人タクシーと鉄道車両との衝突事故
- (5) 法人タクシーの衝突事故
- (6) 大型タンク車の積載物漏洩事故

2. トピック

- (1) バスの安全運行の徹底について
(配信日：R6. 12. 13)
- (2) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6. 11. 15)
- (3) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！
(配信日：R6. 11. 1)
- (4) 運送事業者の運転者の健康管理に係る取組調査への協力依頼について
(配信日：R6. 11. 1)
- (5) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6. 11. 1)
- (6) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！
(配信日：R6. 10. 4)
- (7) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について
(配信日：R6. 9. 27)
- (8) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中
～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的

(配信日：R6. 8. 30)

1. 重大事故等情報=6件(12月13日~12月19日分)

12月15日（日）午前10時32分頃、沖縄県那覇市の県道において、同県に営業所を置く乗合バスが乗客4名を乗せて運行中、バス停で乗客が後方ドアから降車しようとした際、降車ステップから降りきらない前に、運転者が後方ドアを閉めたことにより、乗客の右足が挟まれた状態で発進した。運転者は直ぐに異変に気づきバスを止めたが、当該乗客は車外で転倒した。この事故により、当該乗客が重傷を負った。。

12月15日（土）午前0時15分頃、兵庫県姫路市の片側3車線の市道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、第二車線に横臥していた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

12月14日（土）午前2時30分頃、栃木県宇都宮市も中央にLRTの軌道がある片側1車線の県道において、同県に営業所を置く法人タクシーが乗客1名を乗せて運行中、同一車線内の右側を同一方向に歩いていた歩行者を撥ねた。

この事故により、当該歩行者が死亡した。

12月16日（月）午前9時8分頃、長崎県長崎市の中央に路面電車の軌道がある片側1車線の市道において、同県に営業所を置く空車の法人タクシーが、当該市道を横切するため脇道から路面電車の軌道内に侵入したところ、右側から進行して来た路面電車と衝突した。

この事故による負傷者はいない。

12月17日（火）午前4時頃、大阪府豊中市の片側3車線の府道において、同県に営業所を置く空車の法人タクシーが、交差点で右折を開始したところ、対向車線の第2通行帯を直進してきたオートバイと衝突した。

この事故により、オートバイ運転者が死亡した。

また、信号はタクシー側及びオートバイ側ともに青信号であった。

１２月１９日（木）午前７時３０分頃、滋賀県甲賀市の国道において、三重県に営業所を置く大型タンク車が運行中、前方を走行していた自家用トラックに追突した後に横転し、大型トラックに積載していた重油が漏洩した。

当該運転者は追突を避けようとして急ハンドルを切り、追突の衝撃と急ハンドルの勢いにより中央分離帯に乗り上げ大型トラックが横転したとのこと。

(1) バスの安全運行の徹底について

国土交通省物流・自動車局安全政策課長より、（公社）日本バス協会会長及び一般社団法人公営交通事業協会会長あてに、通達を発出しましたので、お知らせします。

事故原因は調査中ですが、当該事故は、運行経路であった高速道路が通行止めとなり、運転者は、運行管理者の指示を受けることなく自らの判断で運行経路を変更したことに加え、道を間違えたことで積雪がある狭隘路に入ってしまったことにより、発生したものです。

事故原因は調査中ですが、自社において実施したスタッドレスタイヤへの交換作業時にトルクレンチを使用していないこと、一定距離走行後の増し締め

めを行っていないこと等、不適切な作業が原因であった可能性が考えられます。

年末年始の多客期及び降雪期を迎えるに当たり、下記について、会員事業者に周知徹底するとともに、輸送の安全確保に努めて頂くようよろしくお願いいたします。

記

- (1) 運行指示書と異なる運行を行う場合には、運行管理者の指示に基づいて行うよう指導すること。
- (2) 運行経路の気象情報及び道路規制情報を踏まえ、輸送の安全を確保するための運行可否の決定や運行経路の変更を行うこと。
- (3) スタッドレスタイヤの装着やタイヤチェーンの携行等、冬道走行への備えを万全にすること。
- (4) タイヤの脱落を防止するため、スタッドレスタイヤへ交換する際には、適切な脱着作業及び保守管理を確実に行うこと。
- (5) 乗客にシートベルトの着用を促すとともに、着用状況を確認すること。
- (6) 令和6年10月1日付け「令和6年度 年末年始の輸送等に関する安全総点検実施計画（自動車交通関係）」に基づき、安全総点検を実施すること。

-
- (2) フットブレーキの過信はキケン！下り坂では必ずエンジンプレーキを。
～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～
(配信日：R6.11.15)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000675.html

○ 特別重要調査対象事故

- ・ 大型貸切バスの横転事故

(令和4年10月13日発生 静岡県駿東郡小山町)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(3) 軽貨物事業者における新たな安全規制について説明会を開催します！

(配信日：R6.11.1)

国土交通省では、軽貨物事業者における安全対策の強化のため、令和6年に関係法令の改正を行いました。改正内容を周知するため、札幌、仙台、東京、新潟、名古屋、大阪、広島、松山、福岡、那覇の全国10か所において説明会を開催します。

日時等の詳細は下記の報道発表に掲載しておりますので、ぜひご参加ください。参加費は無料です。

【報道発表】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000669.html

【お申し込み（参加費無料）】

https://www.e-toroku.jp/ticket/user/form/index?form_id=mlit_keikamotsu

(4) ドライバーの疲労が眠気・わき見を誘発！早めの休憩を。

～事業用自動車事故調査委員会の調査報告書を公表します～

(配信日：R6.11.1)

今般、次の調査事案について、報告書が議決されたことを受け、当該報告書を公表いたしました。以下のリンクからご確認ください。

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000670.html

○ 重要調査対象事故

・ 中型トラックの追突事故

(令和3年10月18日発生 山形県東根市)

※過去の報告書は、以下の国土交通省ホームページをご覧ください。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/jikochousa/report1.html>

(5) 冬用タイヤ交換時には確実な作業の実施をお願いします！

(配信日：R6.10.4)

大型車の冬用タイヤへの交換時期に車輪の脱落事故が急増する傾向を踏まえ、タイヤ脱着時の確実な作業及び保守管理の徹底を呼びかける「大型車の車輪脱落事故防止キャンペーン」を実施しております。

主な取組として、適切なタイヤ脱着作業や保守管理の重要性について周知・啓発のほか、余裕を持って正しい脱着作業を行えるよう、冬用タイヤ交換作業の平準化の推進や、車輪脱落事故防止対策品普及促進のための実証調査を実施します。

【国土交通省プレスリリース】

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha09_hh_000327.html

【適切なタイヤ脱着作業手順（MLIT channel）】

https://youtu.be/Szz2ZF7Gd_4?si=xhWiLEnQQcVEA00c

(6) (通達発出) 自動車運送事業者に対する行政処分基準の改正について

(配信日：R6. 9. 27)

国土交通省においては、次のとおり行政処分基準に関する通達を改正し、地方運輸局及び業界団体へ通達を発出しました。

(R6. 9. 19 改正、R6. 10. 1 施行)

「物流革新に向けた政策パッケージ」（令和5年6月）において、悪質なトラック事業者に対し、強力かつ重点的に改善を促す観点から、監査を強力に実施する、とされたところです。

また、飲酒運転事故件数についても、下げ止まり傾向にあり、根絶に向けた取り組みの強化が必要です。

これらの諸課題を踏まえて、今般、行政処分基準強化のため、所要の改正を実施しました。

関係の皆様におかれては、改めて、輸送の安全の確保に向けた取り組みの徹底をお願いいたします。

○酒酔い・酒気帯び運転に係る行政処分基準の強化（トラック・バス・タクシー）

【新規】従前の処分に加えて、飲酒運転者への「指導監督」又は「点呼」が未実施の場合の処分基準を追加

従来：規定なし → 今後：100 日車（再違反：200 日車）

○違反件数に比例した処分の導入（トラックのみ）

- ①【強化】勤務時間等基準告示の遵守違反（未遵守 6 件以上において、1 件あたり 2 日車（再違反：4 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）

→ 今後：違反件数に比例

- ②【強化】点呼の実施違反（未実施 20 件以上において、1 件あたり 1 日車（再違反：2 日車））

従来：初違反最大 20 日車（再違反最大 40 日車）

→ 今後：違反件数に比例（最大 100 件）

なお、①及び②のいずれの場合も、違反状況の形態によっては、日車に代えて、30 日間の事業停止の場合があります。（変更なし）

なお、改正反映済みの処分基準は、以下のサイトに掲載をしています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html>

また、国土交通省においては、令和 6 年 3 月に飲酒運転防止マニュアルを公表しています。本マニュアルは、医学的知見をいただきながら作成したものであり、運転者の飲酒が原因となる交通事故を防ぐために、事業者が取り組むべき内容をまとめています。飲酒運転を防止するための具体的な取組やアルコールが身体に及ぼす影響などを分かりやすくまとめたほか、アルコール依存傾向の強い運転者に関する症状の把握や治療の必要性について記載しています。飲酒に関する正しい知識やアルコール依存症に関する理解が浸透し、飲酒運転防止につながることを期待されますので、ぜひ本マニュアルをご活用ください。以下のサイトに掲載しています。

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03manual/index.html>

(7) 事故防止対策支援推進事業に係る補助金の申請を受付中

～バス、タクシー、トラック運送事業者等の交通事故防止のための先進的な取組等を支援～

（配信日：R6. 8. 30）

国土交通省では、自動車運送事業における交通事故防止の観点から、先進安全自動車（ＡＳＶ）や運行管理の高度化に資する機器の導入等の取組を支援するため、要件を満たした事業者に対して補助金を交付する事故防止対策

よくある質問（配信登録の解除方法等）

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/faq.html>)

* ご登録されたメールアドレスの変更は、配信登録を解除していただき、新たに配信登録をお願いします。

配信登録を解除する場合は、以下のアドレスで登録解除することができます。

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/anzenplan2009/stop.html>)

【参考】

* 物流・自動車局ホームページ

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html>)

* 自動車の不具合情報はこちら

最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことはありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。

・ ホームページ受付

(<https://www.mlit.go.jp/jidosha/carinf/rcl/hotline.html>)

・ フリーダイヤル 0120-744-960 (年中無休・24 時間)

(オペレータ受付時間 平日 9:30~12:00 13:00~17:30)

* 自動車のリコール等の通知等があったときは！

使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

